

さくら市工場立地法第4条の2第1項に規定する緑地面積率等に係る準則を定める条例の一部改正について

工場立地法の適用を受ける工場（特定工場） ⇒ 緑地面積率等の規制を受ける

- ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）【工場立地法施行令第1条】
- ・規模：敷地面積9,000㎡以上または建築物の建築合計面積3,000㎡以上【工場立地法施行令第2条】

改正理由

本市では、工場立地法に基づく緑地面積率等については、法律で定める基準（緑地面積率20%、環境施設面積率25%）を基本とし、工業専用地域のみ条例で引き下げ（緑地面積率10%、環境施設面積率15%）を行い、運用してきた。

産業団地開発事業の着手及び進出企業からの緑地面積率等の引き下げの要望があったため、県内市町の緑地面積率等の引き下げ状況を調査した結果、本市の基準は県内でも高いことが分かった。

そのため、今回条例を改正することで緑地面積率等の引き下げ区域等を拡大し、更なる本市への企業進出の後押しとなるようにしたい。

※緑地…樹木が生育する区画された土地、低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがされたものに限る。）で表面が被われている土地等

※環境施設…噴水、水流、池、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設等

改正内容

1. 条例名の変更 工場立地法第4条の2第1項に基づき緑地面積率等に係る準則を定める条例
2. 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（第3条第1項）

	緑地面積率		環境施設面積率（緑地を含む）	
	現行	改正案	現行	改正案
工業専用地域	10%	5%	15%	10%
工業地域	20%	5%	25%	10%
準工業地域	20%	10%	25%	15%
用途地域の指定なし	20%	10%	25%	15%

3. 緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積への算入割合（第3条第2項）

他の施設と重複する緑地※については、緑地面積へ必要緑地面積の25%（50%）まで算入できる。

※工場の屋上庭園や壁面緑地、駐車場の上の藤棚等

	現行	改正案
全区域	25%	50%

4. 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用の追加（第4条）

敷地割合が高い区域に係る規定（緑地率等）を敷地全部に適用する。

5. 隣接する地方公共団体の長との協議の追加（第5条）

敷地が隣接市町にまたがる場合、その市長と協議する。



今後のスケジュール（予定）

月日	内容
12月2日～20日	パブリック・コメント
令和7年2月	議案上程
令和7年4月1日	施行